平成18年7月から 国民年金保険料の 「多段階免除制度」が始まります

国民年金の保険料は1ヶ月13,860円(平成18年度)ですが、経 済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをして いただくことにより、保険料の納付が全額免除又は保険料の一部を 納付することで残りの保険料が免除となる制度があります。

[問合先] 岐阜南社会保険事務所 **☎**273-6161

保険料の免除制度

- 「全額免除制度」 保険料の全額が免除
- 「半額免除制度」 保険料の2分の1を納付(残り2分の1が免除)

の2種類でしたが、平成18年7月から

- 「4分の1納付制度」 保険料の4分の1を納付(残り4分の3が免除)
- 「4分の3納付制度」 保険料の4分の3を納付(残り4分の1が免除)

の2種類が新たに加わり、全額免除と3段階の一部納付制度になります。

- 一部納付する場合の月々の保険料額(平成18年度)
- ・ 4分の1納付 3,470円
- ・ 2分の1納付 6.930円
- ・ 4分の3納付 10,400円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額 以下であることが条件です。また、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、 部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保 険料を納付していただく必要があります。

免除された保険料の追納について

免除された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内でしたら、納付す ることができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、 経過した年数に応じた一定の額が加算されます。

申請の手続き

年金手帳 印鑑をお持ちいただき、役場住民課へお越しください。なお申請される年度または前年度 において失業したことにより免除の申請をされるかたは、失業したことを確認できる「雇用保険受給資 格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しもお持ちください。

ています。 火にはSFマークがつい安全検査に合格した花 注意書きにあ

怠害きをよく読みましょ 花火に記載してある注 りましょ しましょう。 がない事を確認し、 の騒音に対しても気を配 に人がいないことを確認 囲に燃えやすい う。 周囲の家へ 周り

けない場所をえらびまし安全で人に迷惑をか う もの

ましょう。 ゴミを持ち帰全に火を消す習慣をつけ

に用意しておきましょう

消火用のバケツを近く

花火が終わったら、

る事も忘れないでくださ

守り しむために、次のことを 返しのつかない事故につ ながる事があります。 近び方を間違えると取り そこで花火を安全に楽 ましょ

ない ることがあります。 予期せぬ危険な行動をと 大人が付き添うようにし 子供は、 子供だけではあそばせ 好奇心旺盛で 必ず、

つです。 しかし扱い方や

れている夏の風物詩の まで幅広く親しまれ愛さ

子供から大人 楽し

るとおりに花火を楽し 事が大切です。

(1 花 をも

羽島郡広域連合 **2388-1195**

